

# 少額調達案件見積依頼

## (オープンカウンター方式)

- 1 件名  
皇宮護衛官採用試験会場（高卒・東京会場）借用
- 2 品名及び数量  
仕様書のとおり
- 3 履行期間  
令和7年9月27日（土）から令和7年9月28日（日）まで
- 4 履行場所  
東京23区内
- 5 契約書作成の要否  
要（書面による契約書の作成とする。）
- 6 見積書の提出方法  
本案件は、「電子調達システム」（政府電子調達（G E P S）対象案件である。ただし、「電子調達システム」により難しい場合には、紙媒体または電子メールによる見積書の提出ができるものとする。
  - (1) 紙媒体または電子メールによる場合は、9の住所へ持参、郵送またはメール送付すること。ただし、持参、郵送またはメール送付問わず締切日時必着とする。見積額は消費税抜き額、消費税額及び消費税込み額をそれぞれ記載すること。
  - (2) 電子調達システムによる場合は当該システムに定める手続きに従うこと。見積額は消費税抜き額を入力すること。その場合の契約金額は、消費税抜き額に消費税を加算した金額とする。  
なお電子調達システムによる場合は、内訳書の添付を必須とする。
  - (3) 本案件で同価の見積もりが2人以上ある場合の「くじ引き」は原則として電子調達システムを利用して行うので、電子調達システムを利用せず見積書を提出する場合にも任意の3桁の数字（電子くじ番号）を記載すること。記載の無い場合は、皇宮警察本部が無作為に番号を付与することに同意したものととする。
- 7 その他
  - (1) 請負業者は仕様等に疑義がある場合には、皇宮警察本部支出負担行為担当官（以下「担当官」という。）に説明を求めるものとし、見積書提出後、仕様の不明を理由として異議を申し立てることはできない。
  - (2) 見積書を提出する場合は、事前に仕様と適合していることを証明する資料（カタログ等）を提出し、担当官の了承を得た上で、見積書を提出すること。
  - (3) 上記のほか、詳細については、担当官の指示によること。
- 8 見積書等提出期限
  - (1) 参考見積書及び仕様と適合していることを証明する資料  
令和7年6月27日（金）17時15分まで

- (2) 本見積書  
令和7年7月2日（水）17時15分まで

9 連絡先

〒100-0001 東京都千代田区千代田1番3号  
皇宮警察本部会計課 装備第一係  
電話番号（代表）：03-3231-3115  
（平日8時30分から17時15分まで）  
メールアドレス：k i g h 1 4 0 4 @ n p a . g o . j p

## 皇宮護衛官採用試験会場（東京会場）仕様書

### 1 概要

本件は、2025年度皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）第1次試験に伴う試験会場（東京会場）について規定する。

### 2 借用期間

#### (1) 借用開始（試験前日の会場設営開始から）

令和7年9月27日（土）12時00分から

設営時間 12時00分から21時00分までのうち2時間  
※設営後は設営状態を試験開始前まで保持する  
※前日の使用は「試験室」のみ。

#### (2) 借用終了（試験終了後の会場回復まで）

令和7年9月28日（日）14時00分まで

設営開始時間 7時00分ころから  
採用試験時間 9時30分から13時30分まで  
撤去終了時間 14時00分まで

### 3 会場条件

#### (1) 立地の条件

- ア 東京23区内に位置すること。
- イ 複数の鉄道路線が利用可能な場所に位置すること。
- ウ 東京駅又は大手町駅から鉄道を利用して40分以内に到着できる位置にあること。

#### (2) 施設の条件

- ア 試験に適した空調設備を有し、不調発生時に速やかに対処できる施設管理者が常駐し対応できること。
- イ 施設入口又はその周囲に、試験会場である旨の看板や張り紙が可能であること。
- ウ 採用試験当日の試験中に、支障を来す騒音（工事騒音、隣室騒音等）がない状態を継続できること。
- エ 施設入口ホール周辺又は試験室前の廊下で、受験者の受付業務を実施できる机等が設置可能であること。

- オ 窓、非常口及び空調設備等を用いることで十分な室内換気が行えること。
- カ 試験会場内での飲食が可能であること。
- キ 休憩時間（正味50分程度）に受験者が滞りなく用便ができるよう、十分な数のトイレを備えていること。
- ク 借用予定日に車両による試験備品等の搬入、設営が可能であること。
- ケ 不測の事態（気象、災害）により、当日において使用時間延長の協議に応じられる施設であること。

#### 4 試験室等の名称と会場の条件

##### (1) 試験室（5室以下）

下記条件を満たす受験者250人を収容できる容積で、同一建造物又は隣接建造物であること。

ア 各部屋に以下の備品が設置され、使用できること。

机及び椅子、黒（白）板、放送設備（マイク）

イ 試験会場として、試験で使用する用紙類（問題集及び解答用紙）を配布できる、60センチメートル程度の通路が確保できること。

ウ 受験者同士の間隔が50センチメートル以上確保できること。

エ 採用試験における不正行為を予防監視できる空間を有すること。

オ 黒（白）板の文字が、最後列から視認できる広さであること。

カ 試験会場として十分な照度が確保されていること。

##### (2) 試験事務室（1室）

30人を収容できる容積を有すること。

##### (3) 試験予備室（1室）

試験室に準じた条件を満たす20人を収容できる容積を有すること。

#### 5 その他

- (1) 受験者総数判明により、分割可能な試験室や備品の一部を取り下げ、変更契約書により数量に変更が発生する場合がある。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義は、皇宮警察本部の承認又は協議により決定する。